

茨城県報

第7147号

昭和58年6月2日

木曜日

目次

告示

	ページ
●新規土地改良事業の審査(農地管理課).....	1
●新規土地改良事業の認可(6件)(").....	2
●換地計画の決定(").....	3
●土地改良法に基づく換地処分(").....	3
●定款変更の認可(").....	3
●土地収用法に基づく事業の認定(用地課).....	3
●都市計画事業の認可(都市施設課).....	4
●土地改良区役員の就退任(土地改良事務所).....	4

公告

●土地立ち入り測量(2件)(用地課).....	5
●建築許可に関する聴聞(建築指導課).....	6
●開発行為の工事完了(5件)(").....	6
●道路位置の指定の廃止(").....	8

告示

茨城県告示第852号

矢野下土地改良区が行おうとする矢野下地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年6月2日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 縦覧に供する書類

矢野下土地改良区定款の写し

矢野下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年6月2日から昭和58年6月21日まで

3 縦覧の場所 友部町役場

茨城県告示第853号

昭和58年2月10日付けで小桜土地改良区から申請のあつた小桜地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和58年5月23日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和58年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第854号

昭和58年2月10日付けで朝日土地改良区から申請のあつた朝日地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和58年5月23日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和58年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第855号

昭和58年2月25日付けで土浦市長箱根宏から認可申請のあつた常名地区土地改良事業は、昭和58年5月23日付けで土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、認可したから同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和58年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第856号

昭和58年2月26日付けで瓜連町長生天目正から認可申請のあつた十林寺地区土地改良事業は、昭和58年5月23日付けで土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、認可したから同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和58年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第857号

昭和58年2月3日付けで水府村長菊池信弘から認可申請のあつた東染地区土地改良事業は、昭和58年5月23日付けで土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、認可したから同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和58年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第858号

昭和58年 3 月 7 日付けで常陸太田市下河合町 935 綿引武ほか74名から、認可申請のあつた下河合地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、昭和58年 5 月23日認可したので、同法第95条第 4 項の規定により公示する。

昭和58年 6 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第859号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 1 項の規定により、県営土地改良事業石下東部地区第 3 工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 6 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 6 月 6 日から昭和58年 6 月25日まで

3 縦 覧 の 場 所 石下町役場

茨城県告示第860号

昭和58年 5 月 9 日付け農管指令第 224 号をもつて認可した八幡地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和58年 6 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第861号

昭和58年 4 月13日付けで茨城南総土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、昭和58年 5 月23日認可した。

昭和58年 6 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第862号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

昭和58年 6 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 明野町
- 2 事業の種類 農業者トレーニングセンター建設工事
- 3 起業地
- (1) 収用の部分 真壁郡明野町大字海老ヶ島字台地内
- (2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
明野町役場

茨城県告示第863号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和58年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
土浦・阿見都市計画道路事業
3・2・30 土浦駅東学園線
- 3 事業施行期間 昭和58年6月2日から昭和64年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 土浦市有明町，川口一丁目，川口二丁目，中央一丁目，中央二丁目，桜町三丁目，桜町四丁目及び大手町地内

茨城県告示第864号

猿島郡三和町大字大和田763番地に事務所を置く大和田土地改良区から，次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので，同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年6月2日

茨城県境土地改良事務所長 田 稔

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡三和町大字大和田1128	理 事	野 本 要 吉	
" " 大字新和田590	"	日 毛 徳太郎	
" " 大字大和田601の1	"	塚 田 武	
" " " 1331	"	石 崎 左 近	
" " " 1321の1	"	染 谷 清 江	

"	"	"	763	"	鮎川宗一
"	"	"	916	"	百戸勇
"	総和町大字上大野2663の2			"	飯田由平
"	三和町大字大和田861			監事	野本昇
"	"	"	1472	"	関根盛寿

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡三和町大字大和田1128	理 事	野 本 要 吉	
" " " 1321の1	"	染 谷 清 江	
" " 大字新和田590	"	日 毛 徳太郎	
" " 大字大和田861	"	野 本 昇	
" " " 948	"	青 木 秀 二	
" " " 1481の4	"	児矢野 武 男	
" " " 749	"	鯉 沼 英 行	
" 総和町大字上大野2362	"	原 茂	
" 三和町大字大和田763	監 事	鮎 川 涼 一	
" " " 1296	"	鯉 沼 茂 雄	

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和58年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 県道結城岩井線交通安全施設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
結城郡八千代町大字尾崎字塚西，字中畑，字立山，字前山及び字羽田地内
" 石下町大字崎房字羽田，字葉田，字前新田及び字西新田地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和58年6月3日から昭和58年7月15日まで

-
- 1 起業者の名称 茨城県
 - 2 事業の種類 県道明野間々田線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

真壁郡関城町大字西保末字輪内地内

” ” 大字辻字長沼, 字橋本, 字石嶋, 字滝ノ下, 字塚田及び字新道地内

” ” 大字黒子字東浦地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和58年6月13日から昭和59年3月25日まで

~~~~~

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和58年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和58年6月6日 午後2時
- 2 聴 聞 場 所 結城市大字結城字住吉西7335—3
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
工場兼住宅の増築について
- 4 申請者住所氏名 結城市大字結城7335—3  
坂 本 暁
- 5 建築物構造規模 木造2階建 増築  
申請延面積86.53㎡ 既存39.74㎡
- 6 敷 地 面 積 277.99㎡
- 7 原 動 機 既設24.9KW
- 8 建築物の位置 結城市大字結城字住吉西7335—3

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡美野里町西郷地字新田1392—2
 - 2 事業主の住所及び氏名
水戸市平須町1820
茨城県中古自動車販売商工組合
理事長 鈴木 三 郎
- ~~~~~

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字村松字向雨沢386番の3の一部, 387番の1, 387-3番の一部, 387番の4の一部, 387番の6, 386番の4

2 事業主の住所及び氏名

東京都北区岸町1丁目8番17号

恒栄電設(株)取締役社長 小 林 保

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市西成沢町2丁目1683の1の一部, 同番2の一部, 同番4, 1686の1, 1687の2の一部

2 事業主の住所及び氏名

日立市助川町1丁目1番1号

日立市長 立 花 留 治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字南字須賀5番, 5番の1, 大字福岡字古木山2283番

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡谷和原村下長沼118の1

小林商事株式会社

代表取締役 小 林 美津子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市神立町字上砂4646番, 4647番, 5002番

2 事業主の住所及び氏名

土浦市千束町1番6号

株式会社中常

代表取締役 中 山 均

●道路位置の指定の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた道路を次のとおり廃止した。

昭和58年6月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

廃止年月日	申 請 者		廃止した道路の位置	廃止した道路幅員 及び延長	
	氏 名	住 所		幅 員	延 長
58.5.23 水土木指令 第540号	照沼ますみ	勝田市高場1358	勝田市高場字宮原 1505—135	メートル 4.00	メートル 29.41

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所